

山形大学地域医療医師適正配置委員会規程

(趣旨)

第1条 山形大学医学部（以下「本学部」という。）に、本学部が地域と連携して 地域における医療への医師の適正な配置を図り、もって医療の質の向上等地域 医 療に資するため、山形大学地域医療医師適正配置委員会（以下「委員会」とい う。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部附属病院長
- (3) 山形県健康福祉部の代表 1人
- (4) 山形大学関連病院会の代表 1人
- (5) 山形大学医学部教室員会の代表 1人
- (6) 山形県民の代表 2人
- (7) 基礎医学系の教授 1人
- (8) 臨床医学系の教授 4人
- (9) 医学系研究科生命環境医科学専攻の教授 1人
- (10) 医学部長が指名する者 若干人

2 前項第6号の委員は、医学部長及び山形県健康福祉部の代表がそれぞれ1人を 指名する。

3 第1項第7号から第9号までの委員は、医学部長が指名する。

(任期)

第3条 前条第1項第6号から第9号までの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域医療機関（大学を除く。以下同じ。）との人事交流の在り方に関すること。
- (2) 地域医療機関からの医師の人事についての要望への対応に関すること。
- (3) 医師の地域医療機関への転出入に係る審査に関すること。
- (4) 地域医療における医師の適正配置に関すること。
- (5) その他地域医療の質の向上に係る方策に関すること。

2 前項第3号の審査は、転出入に係るすべての医師を対象とし、診療科からの 転 出入医師異動理由書（別紙様式）について、医師の異動に係る審査基準（別紙）に基づき行う。

3 委員会の審議事項は、教授会に報告するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、医学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を得て、意見を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会において別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成17年7月20日から施行する。
- 2 この規程の施行の日以後最初に第2条第1項第6号から第9号までに掲げる委員となる者の任期は、第3条本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

別紙様式

学部長	病院長	事務部長	総務課長	総務課課長補佐	広報企画係長	人事係長
委員会承認	年月日					
学部長承認				転入・転出先 機関の長		

転出入医師異動理由書

年月日

医学部長殿

今回 病院で勤務している 氏を
病院での勤務に異動させたいので、下記の理由で
申請いたします。

記

理由 (*該当する理由に○印を付けること。)

- 1 教育能力に著しく優れ、学生や研修医の教育に多大な貢献をすると考えられる。
- 2 研究をより容易に行うことができると考えられる。
- 3 より高度な先進的集学的医療を学ぶことができ、又はそれを必要としていると考えられる。
- 4 1から3までの理由で現在勤務している病院において減員となった場合でも、その後の病院での臨床・教育・研究が長期的視点から山形県内の医療に大きく貢献すると考えられる。
- 5 医師本人が身体的精神的理由のため、勤務継続が困難である。
- 6 その他やむを得ない理由がある。

[理由:]

注：医師の異動に際しては、次に掲げる条件を満たしていること。

- 1 医師本人が希望又は了承していること。
- 2 医局全体の賛同が得られていること。
- 3 診療科長が了承していること。

診療科名	科
医師（本人）	印
医局長	印
診療科長	印

別紙

医師の異動に係る審査基準

I 審査基準

- 1 教育能力に著しく優れ、学生や研修医の教育に多大な貢献をすると考えられるとき。
- 2 研究をより容易に行うことができると考えられるとき。
- 3 より高度な先進的集学的医療を学ぶことができ、又はそれを必要としていると考えられるとき。
- 4 1から3までの理由で現在勤務している病院において減員となった場合でも、その後の病院での臨床・教育・研究が長期的視点から山形県内の医療に大きく貢献すると考えられるとき。
- 5 医師本人が身体的精神的理由のため、勤務継続が困難であるとき。
- 6 その他やむを得ない理由があるとき。

II 異動に関する条件

医師の異動に際しては、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- 1 医師本人が希望又は了承していること。
- 2 医局全体の賛同が得られていること。
- 3 診療科長が了承していること。

山形大学地域医療医師適正配置委員会委員

委 員 長 嘉 山 孝 正 (第 1 号 委 員)

委 員 (病院長) 山 下 英 俊 (第 2 号 委 員)

委 員 (健康福祉部) 高 橋 節 (第 3 号 委 員)

委 員 (関連病院会) 新 澤 陽 英 (第 4 号 委 員)

委 員 (教室員会) 木 村 青 史 (第 5 号 委 員)

委 員 (県民代表) 相 馬 健 一 (第 6 号 委 員)

" 會 田 錄一郎 (第 6 号 委 員)

委 員 (看護学系) 田 中 幸 子 (第 7 号 委 員)

委 員 (臨床医学系) 久保田 功 (第 8 号 委 員)

" 早 坂 清 (第 8 号 委 員)

" 貞 弘 光 章 (第 8 号 委 員)

" 倉 智 博 久 (第 8 号 委 員)

委 員 (医学系研究科) 深 尾 彰 (第 9 号 委 員)

委 員 (医学部長指名) 鈴 木 国 子 (第 10 号 委 員)

医師派遣に第三者評価

山大医学部など審議機関設置へ

県や県民代表加え

山形大医学部と関連病院などで構成し、人材養成と地域医療の向上を目指す山形大医師協議会（会長・嘉山孝正医学部長）は二十日、山形市の同学部で役員会を開き、県内医療施設への医師の適正配置を実現するために、第三者の視点を加えた審議機関を設置することを決めた。協議会によると、全国で初めての試みという。

一切の利害関係を排除

組織の名称は「山形大地域医療医師適正配置委員会」。地域医療機関への医師派遣について、外部から「不透明」との指摘を受けることがないよう、一切の利害関係を排除して、人材育成と地域医療の向上につながる配慮であるかどうかを審議する。医学部長をトップに、付属病院長や関連病院の代表、県健康福祉部会の代表、県健康福祉部

医師配置の公平性や合理性などを評価してもらう方針で、医師派遣を見送った事例もあることによって、社会に対する説明ができる」との利害関係を排した医師特定の人物や組織、地域配置であることを公式にすると強調する。さらに、「大学側が一方的に医師の人事を決めが、こうした場を設けることと思われがちだ」という。

従来、医師の配置は、医局と地域の病院が直接交渉するのが慣例だった。同学部は昨年九月、人事の透明性を高めるため学部内に委員会を設けて医師の異動の是非を検討す

る仕組みを導入している。

審議の結果、医局と病院間で合意していた派

遣を見送った事例もある

といふ。

今回の適正配置委員会の設置は、一連の取り組みを強化した形。嘉山学部長は「医学界の常識が、一般では非常識という場合がある。こうしたこと

をチェックしてもらつた

めにも、県民代表の視点が必要だ」と、第三者に

(平成17年7月21日：山形新聞)